

社会福祉法人心光会役員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人心光会定款第23条の規定に基づき理事長及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員については、無報酬とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。